

業務仕様書

1 件名

札幌市生涯学習総合センター エスカレーターLED照明交換業務

2 業務概要

札幌市生涯学習総合センターに設置されているエスカレーター1～4号機の既設蛍光灯、安定器、ソケット類を撤去し、LED器具に交換する。

3 施工場所

札幌市生涯学習総合センター

4 履行機関

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

5 業務内容

エスカレーターLED照明交換作業※別紙参照

(1) エスカレーター1・2号機

型番	本数
FLR72R6D	8
FLR1818T6D	4
FLR64T6D	20

(2) エスカレーター3・4号機

型番	本数
FLR30T6D	8
FLR72R6D	8
FLR42T6D	8
FLR64T6D	12

※上記記載の型番は、既存蛍光灯品番であることから、これに適合するLED照明器具と交換すること。

6 提出書類

業務完了時に以下の書類等を作成し、すみやかに委託者へ提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) 作業写真
- (3) その他、委託者が指示するもの

7 安全の確保

業務実施に当たっては、従事者の事故防止に十分注意するとともに、従事者の事故に対する一切の責任を負うこと。

8 その他

- (1) 受託者は、作業にあたっては、関係法令を遵守するとともに、施設の利用者及び施設の管理運営に支障を来すことのないよう十分な配慮を行うこと。また、利用者等に事故がないよう万全を期すこと。
- (2) 受託者は、業務を実施するにあたり、作業の実施時間帯及び作業工程について、委託者及び施設管理者と打ち合わせのうえ実施すること。
- (3) 受託者は、作業に伴う一切の発生材について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に則り、適正に処理すること。
- (4) 受託者は、業務を実施するにあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (5) 作業の際は、必要に応じて養生を行い、作業終了後は現状復帰を行うこと。作業に伴い備品に破損が生じた場合は、速やかに委託者、施設管理者に報告のうえ、その指示に従って修繕等を行うこと。
- (6) 作業に必要な資材、工具、機器類等については、受託者において用意すること。また、業務終了後、受託者は、受託者が処分すべきものについて、関係法令に則り、適正に処理すること。
- (7) 作業場所において事故等が発生した場合は、速やかに委託者及び施設管理者に報告すること。また、受注者の不注意により発生した事故については、全て受注者が責任を負うこと。
- (8) 業務の遂行にあたって、疑義が生じた場合は、委託者と打ち合わせのうえ遺漏のないよう遂行すること。
- (9) 本業務で知り得た情報については、業務に必要な場合を除き、口外することのないよう留意すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。

9 担当

札幌市教育委員会総務部生涯学習推進課 山下
札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル 5階
TEL:011-211-3871 FAX:011-211-3873

生涯学習総合センター エスカレーター LED 照明交換業務 別紙

エスカレーター 3・4号機 (1階～2階)



旧5号線

ちえりあ広場

エスカレーター 1・2号機 (地下階～1階)



地下鉄宮の沢駅方面
(下部地下通路)